

大竹港利用促進事業 支援金制度のご案内

対象期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日

大竹港振興協会では、大竹港の利用促進、国際定期コンテナ航路の維持・拡大を図るため、広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約に基づく委託事務に資する事業として、大竹港を利用して輸出され、又は輸入されるコンテナ貨物を一定量以上増加させた事業者に対して、支援金を交付する大竹港利用促進事業支援金制度を実施します。

ぜひ、この機会に本制度を活用し、大竹港の利用をご検討ください。



大竹港利用促進事業支援金制度とは

対象期間中に県外港から利用転換または新規利用により、大竹港でコンテナ貨物を

10TEU以上輸出入された場合

1TEUあたり5,000円を交付

1事業者あたり最高

100万円

大竹港振興協会

▼制度の詳細はウラ面▼

制度の概要

対象期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日	
対象者	輸出の場合	輸入の場合
	船会社が発行する船荷券[B/L]に、荷送人(Shipper)として記載されている荷主 船社(マスター)B/Lに荷送人(Shipper)として記載されていない場合、荷送人として記載されているフォワーダー(ハウス)B/L等で実荷主であることが確認できれば支援対象者とします。	船会社が発行する船荷券[B/L]に、荷受人(Consignee)として記載されている荷主 指図式B/L(OrderB/L)など船荷証券に荷主として記載されていない場合は、「輸入許可証」またはフォワーダー(ハウス)B/L等で実荷主であることが確認できれば支援対象者とします。
いずれも日本国内に事業所を有する者に限ります。		
支援条件	新規利用又は県外港からの利用転換によって、大竹港で輸出入されたコンテナ貨物が10TEU以上であること。 ※TEUは、「Twenty-foot Equivalent Units」の略で、20フィートコンテナ1個が1TEUとなります。40フィートコンテナ1個は2TEUに換算されます。	
支援額	コンテナ1TEUあたり5,000円を交付	
限度額	1事業者あたり最高100万円	

★予算の範囲内での交付となりますので、支援金が支払われない場合もあります。★

【申請から交付までの流れ】

1	大竹港利用促進事業計画承認申請(締切：令和8年10月31日) 対象期間に支援条件を達成する見込みがあるときは、次の書類に所要事項を記入し、事務局に提出ください。 ①事業計画承認申請書 ②事業計画内訳書 ③誓約書
2	審査・承認 1で提出された申請書類の内容をもとに審査し、承認された場合は、承認通知を送付(令和9年4月頃)します。 ※承認されなかった場合は、次の交付申請ができません。
3	大竹港利用促進事業実績報告書兼支援金交付申請(令和9年4月から5月) 承認された事業計画の実績報告及び支援金の交付申請をします。申請の際には、次の書類に所要事項を記入し、事務局に提出ください。 ①事業実績報告書兼支援金交付申請書※1 ②事業実績内訳書 ③フォワーダーB/L又は輸入許可証※2 ※1：船社B/LではなくフォワーダーB/Lのshipperである場合は、フォワーダーとの連名で申請します。 ※2：輸入貨物で申請者名の記載がないorderB/L等の場合
4	支援金額の確定・通知 実績報告書兼支援金交付申請書を審査し、支援金を確定し申請者に通知します。なお、承認された事業計画以上の支援金は交付されません。
5	支援金の交付(令和9年5月下旬から6月) 事務局では、支援金額が確定した後、請求書が届き次第、支援金の交付事務を行います。

★申請書は、大竹市のホームページに掲載していますので、ダウンロードして作成してください。

★問い合わせ先

大竹港振興協会事務局(大竹市総務部産業振興課内)

住所: 〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号／電話: 0827-59-2131

E-mail: sangyo@city.otake.hiroshima.jp